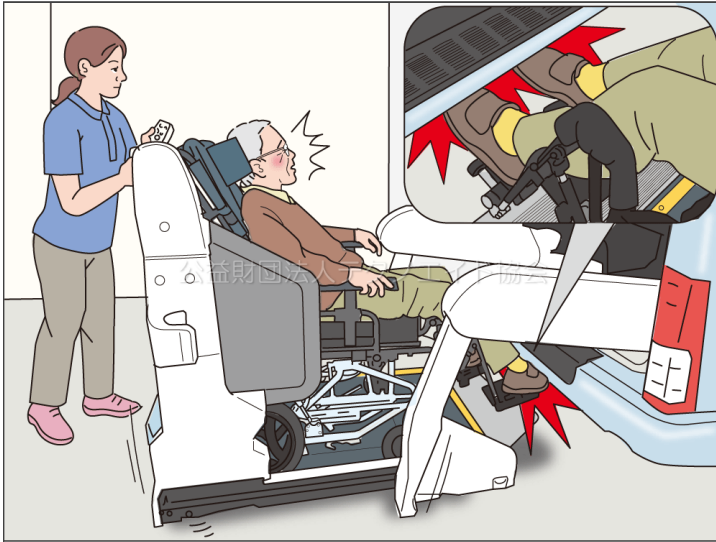






Case : 419

全長の長いリクライニング車いすで車両との間に足を挟みそうになった

場面の説明

リクライニング車いすのフットサポートを上げたままリフトを上昇させたところ、車両後端部に足先を挟み込みそうになった



利用シーン	 乗り物
主な利用場所	 車内
	 その他
介護保険の種目	—
分類コード (CCTA95)	121218 (自動車用車いすリフト) 122190 (姿勢変換機能付き車いす)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

解説

膝が曲がりにくい本人の身体状況、車いすの形状、リフトの大きさや昇降時の固定装置の有無などさまざまな条件が関係しますが、結果として重大な事故につながりかねない事象です。リクライニング車いすは全長が長くなるのでリフトを利用する時には可能な限りフットサポートは降ろし、操作中は常に目視確認するなど注意が必要です。リフトに車いすの固定装置がある場合には固定してから昇降操作を行うと危険の回避にもつながります。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

- 人：足先が車両後端部まで出ているとは思わなかった
- 人：車いすの全長が長くリフトの前寄りに車いすを乗せるとバックドアを閉めるときに都合が良いと考えてしまった
- モノ：車両後端部との挟み込みに対して安全装置が備わっていなかった
- 管理：膝が曲がりにくい利用者を想定したリフト操作の注意点を考えていなかった